

●香川県告示第406号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

令和3年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 承認年月日

令和3年10月11日

2 承認を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局長 丹羽 克彦

高松市番町四丁目15番18号

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日町五丁目560番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ昭和43年12月27日付け40港収第40号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.50メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 高松市朝日町四丁目496番15の国土地理院朝日南四等三角点（北緯34度21分07秒4043、東経134度04分10秒1961、以下「基点」という。）から50度30分15秒、528.37メートルの地点

②の地点 ①の地点から354度23分13秒 29.48メートルの地点

③の地点 ②の地点から86度23分13秒 10.33メートルの地点

④の地点 ③の地点から176度23分13秒 13.36メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から86度23分13秒 13.70メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から356度23分13秒 13.36メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から86度23分13秒 5.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から176度23分13秒 26.65メートルの地点

(3) 面積

614.99平方メートル

4 埋立てに関する工事の施工区域

(1) 位置

高松市朝日町五丁目560番、536番及び584番の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 基点から47度29分13秒 484.82メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から354度23分13秒 135.73メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から86度23分13秒 114.46メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から184度20分30秒 72.88メートルの地点

㊦の地点 ㊧の地点から94度35分12秒 15.52メートルの地点

㊨の地点 ㊦の地点から184度20分13秒 76.65メートルの地点

(3) 面積

15,676.71平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地